

令和元年12月20日

つくばみらい市長 小田川 浩 様

つくばみらい市特別職報酬等審議会  
会長 中島道博



### つくばみらい市特別職報酬等の報酬額について

つくばみらい市特別職報酬等審議会条例に基づき、令和元年8月20日及び令和元年9月27日、市長から当審議会に対して、つくばみらい市特別職報酬の額について諮問がなされた。

これを受けて、当審議会においては、多面的な観点から協議検討を行い、慎重に審議した結果、本日、答申を行うものである。

#### 記

##### 1 諒問内容

- (1) つくばみらい市議會議員報酬
- (2) 次のつくばみらい市非常勤特別職報酬
  - ・選挙長
  - ・開票管理者
  - ・投票所の投票管理者
  - ・期日前投票所の投票管理者
  - ・投票所の投票立会人
  - ・期日前投票所の投票立会人
  - ・選挙立会人
  - ・開票立会人
  - ・調査委員会
  - ・いじめ再調査委員会

## 2 市議会議員報酬について

### (1) 市議会議員報酬月額

| 役職名 | 改定答申額     | 現行額       | 差額       | 改定率   |
|-----|-----------|-----------|----------|-------|
| 議長  | 426,000 円 | 392,000 円 | 34,000 円 | 8.68% |
| 副議長 | 384,000 円 | 352,000 円 | 32,000 円 | 9.10% |
| 議員  | 362,000 円 | 331,000 円 | 31,000 円 | 9.37% |

(2) 改定時期 令和2年4月1日

### (3) 改定理由

当審議会における市議会議員報酬（以下「議員報酬額」という。）の審議に当たっては、市政の両輪の一つである市議会を担う議員の報酬は、その職務、職責に応じた額とすべきであり、さらに、本市財政状況等を踏まえた上で、茨城県内の人口及び財政の同規模市における議員報酬額を比較検討し、また、近隣他市との均衡も考慮することが妥当であるとの認識に至った。このような認識のもとで、まず、財政状況について確認を行った。

内閣府は、11月22日に発表した11月の月例経済報告の判断基調で「景気は、輸出を中心に弱さが長引いているものの、穏やかに回復している」と判断している。また、先行きについては「当面、弱さが残るもの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、穏やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題を巡る緊張、中国経済の先行き、英国のEU離脱の行方等の海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要がある」としている。

市の財政状況については、一般会計における平成30年度決算額は、約192億円と平成26年度以降続いている200億円超の決算額を下回った。これは、みらい平地区における新設校の建設等、大型の社会的インフラ整備が完了したことにある。各指標を見てみると、地方債現在高は、全会計で約322億円と前年度比約6億円減少している。基金残高においては、約60億円と前年度に比べ微増ではあるが、平成26年度の約81億円からみると減少している。財政の弾力性を示す経常収支比率は、94.2%と高い水準にあり、財政の柔軟性に欠ける面がある。このように市の財政状況においては、引き続き厳しい状況であることは変わらないが、みらい平地区を中心とした人口の増加や市内企業の好業績による市税収入が増加傾向にあるほか、財政健全化指標である実質公債費比率及び将来負担比率の改善が見られている。

また、一般職における給与に目を向けてみると、平成26年度以降、人事院による引上げ勧告が続いているが、今年度においても若年層の月例給料及び勤勉手当の増額改定が示されたところである。

これらを念頭に、各委員の忌憚のない意見の交換と慎重なる審議を尽くした。

議員報酬額については、平成26年7月11日に当審議会に諮問がなされ、平成27年1月30日答申を行った。その後、答申内容を踏まえ、平成27年4月1日から現行額へと改定された。また、答申には「更に議会改革を断行するとともに、議会全体が議員活動を広く市民へ積極的かつ分かりやすい情報発信を推進していただきたい。政務活動費（政務調査費）

を活用した、政策形成グループ（会派等）による勉強会や研究会を実施し、議員間で切磋琢磨することにより「議員職」のスキルアップに繋げる試みや、自らの議員活動を広く市民に報告することに利用するなど、議員の調査・研究活動のさらなる活性化の一助とすることも、十分協議・検討をしていただくよう要望する」と附帯意見を付したところである。

具体的な検討にあたり、前回の答申で付した附帯意見に対する進捗状況を確認することとした。政務活動費（政務調査費）については、つくばみらい市政活動費の特例に関する条例により、引き続き支給を停止している状況であった。議会改革及び活性化については、各年度、常任委員会ごとに空き家対策、障がい者福祉施策、多角的農業経営等それぞれのテーマを決め調査・研究を行い、議員自らが報告書を作成するとともに議会において報告をしていた。また、行政視察においても、議会全体で行っていた行政視察を、常任委員会ごとにテーマを決め、県内外の行政視察を実施していた。これらは、行政が抱える諸問題に対し、議員自らがその解決策を見出すべく調査・研究することにより、議員間の切磋琢磨、「議員職」のスキルアップに繋がるものと評価できる。このほかにも新規取組や取組内容の変更など、様々な議会改革が推進されていることが見受けられた。しかし、これらの議員活動の取組や議会改革が広く市民に周知できているとは言い難い。

次に、議員報酬額について、当市の議員報酬額を県内32市の議員報酬額と比較すると、議長、副議長、議員ともに27番目と低い状況である。

若者層を中心に人口が増加しているみらい平地区、一方、人口が減少傾向にある既存地区が存在する当市においては、当然に市民からの要望も複雑化、多様化している。市政の両輪の一つを担う市議会の議員には、より広範な専門的知識及び高度な識見が求められ、そのためには一定の報酬額を確保する必要があると当委員から意見があった。また、近年、議員という職業が専門職とみられる傾向が多くあり、また、議員活動を専業とする議員が増えるなど、報酬とはいえ生活給となっている点を考慮すると、議員報酬額を引き上げる必要があるとの意見もあった。当市の議會議員の年齢構成をみると、40代、50代は少数であり、60歳以上の方が大多数をしめている状況にある。このことは、若年層の方が市議会議員に立候補しない理由の一つに報酬額の低さがあると思われる。

一方、市の財政状況を鑑みれば議員報酬額の引上げは難しいとの意見や議員活動や議会改革が広く市民に周知されていない中での引上げは難しいとの意見があった。

こうした意見を踏まえ審議した結果、当市の財政状況は引き続き厳しい状況ではあるが、複雑化、多様化する市民要望に応えられる専門的知識及び高度な識見が求められる議員の職務、職責に応じた報酬額とするため、人口規模が類似している県内各市及び様々な議会活動において関係の深い近隣市である常総市、守谷市を加えた9市の平均報酬額を参考として、上記「改定答申額」とした。

#### 【附帯意見】

議員報酬額を審議するに当たって、議員活動の取組及び議会改革については一定の理解をすことができたが、その内容が広く市民に周知されているまでとは言い難い。「議会だより」においても、議会改革の一つとしてリニューアルを図ってはいるが、議員の活動内容までを掲載しているものではない。今後は、議員活動や議会改革等、現に取り組んでいる内容

を掲載し、市民の方々に議会に関心をいだいてもらい、議員をより身近な存在として受け止めていただけけるような情報発信を推進していただきたい。議員においても自らが市民の中に飛び込み、積極的かつ分かりやすい情報発信を推進していただきたい。また、現在の議会改革に甘んじることなく、更に改革を進めるとともに、議会運営が活発に行われるよう目指していただきたい。

政務活動費（政務調査費）については、先に記載したとおり支給を停止している状況が続いている。政務活動費（政務調査費）は、議員活動の活性化には必要な費用であり、政策全般について調査・研究をし、政策立案の一助とするものである。一方では、第二の報酬としてマスコミに取り上げられるほか、不適切な支出が相次いで発覚するなど市民の関心が高いところもある。その点においては、外部監査や公式サイトへの公表等により透明性と公平性を確保しつつ、政務活動費（政務調査費）を活用した積極的な議員活動を推進していただきたい。政務活動費（政務調査費）の支給再開について、十分に協議・検討をしていただくよう要望する。

### 3 非常勤特別職報酬について

#### （1）非常勤特別職の報酬

| 職名             | 改定答申額    | 報酬区分  | 現行       |
|----------------|----------|-------|----------|
| 選挙長            | 10,800 円 | 1回につき | 10,600 円 |
| 開票管理者          | 10,800 円 | 1回につき | 10,600 円 |
| 投票所の投票管理者      | 12,800 円 | 1回につき | 12,600 円 |
| 期日前投票所の投票管理者   | 11,300 円 | 1回につき | 11,100 円 |
| 投票所の投票立会人      | 10,900 円 | 1回につき | 10,700 円 |
| 期日前投票所の投票立会人   | 9,600 円  | 1回につき | 9,500 円  |
| 選挙立会人          | 8,900 円  | 1回につき | 8,800 円  |
| 開票立会人          | 8,900 円  | 1回につき | 8,800 円  |
| 調査委員会（委員長）     | 30,000 円 | 日額    | 6,000 円  |
| 調査委員会（委員）      | 25,000 円 | 日額    | 6,000 円  |
| いじめ再調査委員会（委員長） | 30,000 円 | 日額    | 6,000 円  |
| いじめ再調査委員会（委員）  | 25,000 円 | 日額    | 6,000 円  |

#### （2）改定時期 令和2年4月1日

#### （3）改定理由

選挙に係る非常勤特別職の報酬については、令和元年5月15日、国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、同年6月1日施行された。この中で、投票所経費等の基準額の改定等も行われたことから、当市該当職においても上記「改定答申額」とした。

なお、選挙に係る非常勤特別職については、職種により勤務時間が異なるところであり、報酬額を時間給に換算すると大きな差異が生じる可能性もある。その点を踏まえ、

時間及び職務内容に見合った合理性のある報酬額となるよう国等の関係機関へ働きかけていただきたい。

いじめ問題に係る非常勤特別職の報酬については、近年、いじめ問題が全国的に大きな問題として報じられており、いじめにより30日以上学校を欠席したり、生命、心身等に関わる被害を生じたりした場合は重大事態となり、現在、どこの教育現場で発生してもおかしくない状況である。当市においても、いじめ認知件数は年々増加しており、重大事態へと発展する可能性がある。

いじめ問題に係る非常勤特別職には、法務の専門家、臨床心理の専門家、医療、教育の専門家等、各分野における専門家を委嘱する必要がある。

各分野における専門家を委嘱する必要がある中、現行の日額報酬6,000円で委員を引き受けてくる専門家がいるのか、委員としての職務、職責に見合った報酬額であるのか。各分野の専門家の納得を得やすい報酬を事前に準備し、重大事態が発生した場合は迅速に対応する必要がある。

これらを踏まえ審議した結果、近隣市町の同委員会の報酬額や日本弁護士連合会が示す「いじめの重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドライン」を参考として、上記「改定答申額」とした。

教育委員会においては、各分野の専門家である委員の方々と密に情報交換を図り、いじめの未然防止と早期発見に努め、重大事態が発生しない教育環境の整備をお願いしたい。

#### 4 審議日程

| 回 数 | 開 催 日       | 内 容                            |
|-----|-------------|--------------------------------|
| 第1回 | 令和元年 8月20日  | ・ 諸問<br>・ 提出資料の説明及び質疑、審議       |
| 第2回 | 令和元年 9月27日  | ・ 諸問<br>・ 追加資料の説明及び質疑、審議       |
| 第3回 | 令和元年 11月 6日 | ・ 追加資料の説明及び質疑、審議<br>・ 答申（案）の審議 |
| 答 申 | 令和元年 12月20日 | ・ 市長へ答申                        |

#### 《審議に際して提出された資料》

1. 人口及び財政指數等の推移について
2. データでみる市の財政状況の推移
3. 平成26年度つくばみらい市議会議員の議員報酬等の改定に関する答申について  
(写し)
4. 議会改革・活性化について
5. つくばみらい市議会議員による他市議員との共同活動について
6. つくばみらい市議会議員による各種委員会等への参加状況について
7. 県内各市の市議会議員報酬について（32市）

8. 市議会議員報酬額順位について（32市）
9. 各種類似団体の比較について
  - ・人口規模の類似する各市の市議会議員報酬等について（当市人口±1万人）
  - ・財政規模の類似する各市の市議会議員報酬等について  
(当市財政規模±20億円)
  - ・人口規模の類似及び常総地方広域圏構成市の市議会議員報酬等について  
(当市人口±1万人+常総地方広域圏構成市)
10. つくばみらい市議会議員選挙立候補者年齢について
11. 選挙にかかる非常勤特別職の報酬について
12. 市議会における審議案件数について
  - 市議会における一般質問者数及び質問数について
  - 市議会議員の副業について
13. 近隣市町におけるいじめ調査委員会等の報酬額等について
14. 一般職員の初任給等推移
  - 一般職員の年齢別給与額について
  - 特別職期末手当率推移
  - 市議会議員報酬額について
15. 人口規模の類似及び常総地方広域圏構成市の市議会議員報酬等について  
(当市人口±5千人+常総市・守谷市)